

- ・幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能
- ・小学生に対しては、歩行者や自転車の利用者として必要な知識・技能
- ・中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識・技能
- ・高校生に対しては、二輪車の運転者や自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な知識・技能

さらに、保護者を対象とした交通安全講習会や、交通ボランティアによる通学路における子供に対する安全な行動の指導などを行っている。

ウ 防災に関する各種取組（内閣府、消防庁、気象庁）

内閣府は、防災意識の向上、防災知識の普及を図るため、幼児から大人まで、防災に関心のある方、学びたい方を対象として防災推進国民大会（第2-31図）、児童や小中学生等を対象とした防災ポスターコンクール、全国の地域や学校で取り組まれる防災教育の場の拡大や質の向上に役立つ共通の資産をつくることを目的とした防災教育チャレンジプランを実施している。また、防災に関する最新情報や、自助・共助に関する教育コンテンツ等を「TEAM防災ジャパン」のホームページ³⁰で公開している。

消防庁は、ホームページ上に「わたしの防災サバイバル手帳」を掲載し、災害への備えについて広報するとともに、インターネットを利用して防災について学習する防災・危機管理e-カレッジにおいて「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子供を対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などを分かりやすく解説している³¹（第2-32図）。また、指導者向けのテキストや参考資料を「チャレンジ！防災48」ページ³²で公開している。

気象庁は、東日本大震災以降、防災教育の重要性が改めて認識されていることに鑑み、子供が地震・津波、火山噴火、大雨などによる自然災害から自らの身を守れるよう、教育関係機関と緊密な連携を図り、教材・資料の公開や避難訓練の支援、教職員向け研修での講義などにより、学校防災教育を支援している。具体的には、大雨災害に対する安全確保行動をシミュレートする能動的な学習プログラム「気象庁ワークショップ『経験したことの無い大雨 その時どうする？』」の実施、同ワークショップの教材や運営マニュアルの作成・公開³³、地震・津波や竜巻などに関するビデオ映像

第2-31図 防災推進国民大会における「ワークショップ」の様子



（出典）内閣府資料

第2-32図 こどもぼうさいe-ランド



（出典）総務省消防庁ホームページ
(<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/index.html>)

30 <https://bosaijapan.jp/>

31 わたしの防災サバイバル手帳 <https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/html/life/survival/pdf/h29/survival2903.pdf>
こどもぼうさいe-ランド（幼児から小学校低学年向け） <http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/nyuutai.html>
（小学校高学年から中学生向け） http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou_tyuu.html

32 <http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>

33 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jma-ws/index.html>

教材やリーフレットなどの作成・提供³⁴、緊急地震速報を利用した避難訓練の支援など、全国の気象台が教育関係機関と連携して様々な取組を展開している。

(2) メディアの活用能力の向上

社会の情報化が進展する中で、子供が情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平20法79）（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）³⁵では、学校教育、社会教育、家庭教育においてインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものと規定されており、同法に基づき策定された「青少年インターネット環境整備基本計画（第4次）」³⁶に関連施策が盛り込まれている。

ア 情報モラル教育の推進（文部科学省）

（第2章第1節2(4)「学校教育の情報化の推進」を参照）

イ メディアリテラシーの向上（総務省）

総務省は、子供が安全に安心してインターネットや携帯電話といった多様なICTサービスを使いこなす能力を取得する機会の増進と質の向上のため、以下の取組を行っている。

- ・子供のICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラム³⁷の普及
- ・青少年のインターネットリテラシー等の現状を把握し、リテラシー向上施策を効果的に進めていくため、青少年のインターネットリテラシーを可視化するテスト及び情報通信機器（スマートフォン等）使用実態アンケートを全国の高校等95校の協力を得て実施し、分析した結果を「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS:Internet Literacy Assessment Indicator for Students）」として公表³⁸
- ・「インターネットトラブル事例集」³⁹を用いた啓発

(3) 労働者の権利・義務に関する教育（厚生労働省）

（第2章第4節1「社会形成に参画する態度を育む教育の推進」を参照）

(4) 消費者教育（消費者庁、文部科学省）

（第2章第4節1「社会形成に参画する態度を育む教育の推進」を参照）

(5) 女性に対する暴力の防止（内閣府、警察庁）

内閣府では、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施した。

また、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、平成29（2017）年5月、関係府省対策会議において策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき、関係府省による連携の下、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化などの取組を推進している。また、同対策において、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、必要な対策を集中的に実施している。

警察では、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する理解の増進を図るため、防犯教室等におい

34 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/fukyu_portal/index.html

35 https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html

36 https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/guideline.html

37 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

38 http://www.soumu.go.jp/main_content/000546415.pdf

39 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

て、ストーカーの具体的事例、対応方法等を説明するなどして、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進している。

第3節 若者の職業的自立、就労等支援

1 職業能力・意欲の習得

若者が将来、自立し、活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが大切である。各学校段階を通じて、社会的・職業的自立に必要とされる能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外でも職業能力開発の機会の充実を図ることが重要である。

(1) キャリア教育・職業教育の推進

ア キャリア教育・職業教育の推進（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

非正規雇用率の高さや雇用のミスマッチ、若年無業者の存在など「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないことが、課題として挙げられる。また、職業意識・職業観が未熟なこと、進路意識・目的意識が希薄なまま進学する者の増加など、若者の「社会的・職業的自立」に向けた課題がみられる。これらの原因・背景には、産業構造や就業構造の変化など社会全体を通じた構造的問題が存在しており、社会が一体となった対応が必要である。このような中で、学校教育においては、キャリア教育・職業教育を充実していくことが重要である⁴⁰。

文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省は、学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進する気運を高めるため、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を実施している⁴¹。平成30（2018）年度は、「キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰」「キャリア教育アワード」「キャリア教育推進連携表彰」の各受賞団体12団体による先進事例の発表（ポスターセッション）等を行った（第2-33図）。

文部科学省と経済産業省は、学校関係者や地域社会、産業界といった関係者の連携・協働による取組を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施している。平成30年度は、多数の応募の中から、最優秀賞1件、優秀賞1件、奨励賞2件を選定した（第2-34図）。

40 平成23年1月の中央教育審議会の答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」でこのような指摘がなされている。この答申では、①幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進、②実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価、③生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援（生涯学習機会の充実、中途退学者などの支援）という3つの基本的方向性に沿った具体的な方策が提言されている。

41 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1342369.htm